

(仮称) 波崎ウィンドファームリプレース事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 3 月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催場所	3
(2) 開催日時	3
(3) 来場者数	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間以上縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年1月18日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した（別紙1）。

- ・ 令和4年1月18日（火）付 読売新聞の茨城県版

② インターネットによるお知らせ

令和4年1月18日（火）から、下記のウェブサイトに掲載した。

- ・ コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙2）

<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/hasaki2.html>

また、茨城県及び神栖市のホームページに、上記縦覧ページへのリンクを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットによる電子縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 神栖市役所（茨城県神栖市溝口 4991-5）
- ・ 若松公民館（茨城県神栖市砂山 15）
- ・ 矢田部公民館（茨城県神栖市土合本町 3 丁目 9809-15）

②インターネットの利用による縦覧

- ・ コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙 2）
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/hasaki2.html>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 4 年 1 月 18 日（火）から令和 4 年 2 月 18 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く開庁時）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開館時間に準じた。また、インターネットによる電子縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数は 1 人（神栖市 1 名）であった。

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。
開催場所及び開催日時等は以下のとおりである。

(1) 開催場所

- ・神栖市 矢田部公民館（茨城県神栖市土合本町3丁目9809-15）

(2) 開催日時

①令和4年2月13日（日）13時30分～15時

② 〃 15時30分～17時

※会場である矢田部公民館において、新型コロナウイルス感染防止のため施設入場数が制限されたことから、2回に分けて説明会を実施した。

(3) 来場者数

①3名

②0名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた（別紙3）。

(1) 意見書の提出期間

令和4年1月18日（火）から令和4年3月4日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への書面の投函
- ・当社への書面の郵送、又はメールでの送付

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通（意見書箱への投函1通、郵送1通）、意見総数は12件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく方法書について、受け付けた意見書は2通、意見総数は12件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見は全て原文の表現のままで記載した。

方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

東京都世田谷区在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（コスモエコパワー株式会社）及び委託先（東洋設計）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、『事業者側に都合のよい意見だけを列挙する』ことが可能となる。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由（貴社側の作為が入る恐れがあること）から本意見書の内容については「順番を並び変えること」も絶対にしないで頂きたい。	頂いたご意見は要約せず原文の表現のままで記載致しました。
2	■2. コウモリ類の保全措置について 2020年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 事業者は「施設の稼働に伴うバットストライクによる影響が生じる可能性がある」と予測したが、「バットストライクが生じる可能性がある」ならば、「今後の現地調査結果を踏まえ、カットイン風速を上げること及びフェザリングを検討する」と、<u>留意事項に明記していただきたい。</u> ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）	今後の現地調査結果を踏まえて、適切に環境保全措置を検討致します。
3	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するの未定のようなのだ。それでは、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 （理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため）	準備書では、検討機種の特性を踏まえてコウモリ類の影響を予測致します。
4	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機について、以下の疑問があるのでご教示いただきたい 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。 ①カットイン風速（発電を開始する風速）時の回転毎分（rpm）はいくらか？ ②アイドル時（発電しないで回転している状態）の回転毎分（rpm）は、2rpm以下で回転し続けるように、フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）ができるのか？ ③風力発電機は、SCADA（Supervisory Control And Data Acquisition）システムにより制御するのか？ ④本事業のSCADAシステムは、指定された時間内に指定された風速より低い風力発電機のみを、一時停止またはフェザリングできるのか？	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定であるため、準備書において可能な範囲でお示し致します。
5	■5. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状を踏まえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22（1）、9-11、2017） ※ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体 合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成22年6月、株式会社ジェイウィンド）福島県	今後、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を把握し、影響が懸念された場合は、専門家等の助言も参考に適切に環境保全措置を検討致します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマモウコリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ） 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県 ※ヒナコウモリ 2 個体「（仮称）新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県 ※ヒナコウモリ 1 個体、「（仮称）新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県 ※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」（令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力）高知県 ※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（公開版）」（令和 3 年 3 月、株式会社 A-WIND ENERGY）秋田県 ※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価報告書」（2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな）北海道 ※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社）静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」（令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）宮城県 ※ヒナコウモリ科 1 個体「（仮称）八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」（令和 3 年 10 月、株式会社エムウインズ八竜）秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」（2022 年 1 月、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）山形県 ※ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」（2022 年 2 月、幌延風力発電株式会社）北海道 ※ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウィンドファーム環境影響評価報告書〔公開版〕」（令和 4 年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県 ※ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウィンドファーム〔公開版〕」（令和 4 年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県	

No.	意見の概要	事業者の見解
6	■6. コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全措置をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	本環境影響評価手続きでは、コウモリについて、主に重要な種を対象に影響の予測を行ってまいります。
7	■7. 既設風車におけるコウモリ類の死骸探索について P294 既設風車の死骸探索調査について「運転開始後1年間、週に1度発電所周辺を踏査し、死骸を確認した場合は報告する体制で鳥類の死骸探索調査を実施しておりました。調査時にコウモリの死骸は報告されておられません」とある。 コウモリ類の死骸がなかったのは幸いである。しかし、「コウモリ類の死骸が1個体も報告されていない」というのは逆に疑わしい。 ①既設風車の死骸探索は生物調査のプロが行ったのか？ ②死骸探索は、「点検のついで」に行ったものか？ ③1基あたりの死骸探索の範囲は、タワーから半径何メートルの範囲で行ったのか。 ④1基あたりの調査時間は、何分間か。 ⑤「調査時にコウモリの死骸は報告されていない」とあるが、「調査時以外」にコウモリの死骸が見つかったのか？もし見つかったらば詳細を記載いただきたい。	弊社が実施した既設風車の死骸探索調査においては、コウモリの死骸は報告されておられません。本環境影響評価手続きにおいて、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を把握し、影響が懸念された場合は、専門家等の助言も参考に適切に環境保全措置を検討致します。また、調査結果をもとに必要なに応じて事後調査についても検討してまいります。
8	■8. 既設風車におけるコウモリ類の死骸探索について 2 他のアセス図書をみると、リプレース事業ではコウモリ類の死骸探索調査を必ず行っている。本方法書には、既設風車におけるコウモリ類の死骸探索調査がないようだが、なぜだろうか。本事業がコウモリ類への影響がない事を証明するためにも、必ず科学的な手法により、死骸探索調査を実施していただきたい。	環境影響評価方法書 P7-5(294)の No.3 の事業者見解のとおり、既設風力発電所において死骸調査を実施していたことから、方法書で調査手法として選定していません。
9	■9. 既設風車におけるコウモリ類の死骸探索調査について 3 コウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※1。最新のガイドライン※2によれば、週1回（探索間隔が7日）の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていない。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができない。コウモリの死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されている。以上のことから ①コウモリ類の死骸探索調査を『1回あたり5日間の集中調査を月2回以上』行うこと。 ②①は4月から11月まで行うこと。 ③①は早朝から行うこと。 ※1 平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018. ※2 「Bats and onshore wind turbines-survey, assessment and mitigation」(Appendix 4-Recommended methodology for more intensive studies of mortality rate at turbines) https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation	環境影響評価方法書 P7-5(294)の No.3 の事業者見解のとおり、既設風力発電所において死骸調査を実施していたことから、方法書で調査手法として選定していません。

No.	意見の概要	事業者の見解
10	■10. バットストライクの予測は定量的に行うこと P6-37 予測手法について、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、解析手法も公開されている。（※1、※2）。よって、<u>バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</u> ※1 Bats and onshore wind turbines-survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation ※2 「ECOBAT」 http://www.ecobat.org.uk/about-ecobat	コウモリ類の予測については、音声モニタリング調査の結果を踏まえ、可能な限り定量的に実施致します。
11	■11. バットストライクの予測は定量的に行うこと P6-37 予測手法について、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、解析手法も公開されている。（※1）。よって、準備書では以下の情報を明記すること。 ①検出器の位置：緯度と経度。 ②使用されたコウモリ探知機のタイプ/モデルの詳細、および生成された活動データがサウンドファイルのフルスペクトルまたはゼロクロッシング分析に基づいているかどうか。 ③調査の開始日と終了日。 ④日没と日の出に関連して検出器が動作していた開始時間と終了時間。 ⑤気象データ：可能な限り、静的検出器が配備された夜間の気象データを含める必要がある。この情報には、気温（日没以後に記録）、風速、降水量、および夜間に天候が変化したかどうかを含める必要がある。したがって、データは、これをキャプチャするのに十分な高解像度（たとえば10分間隔）である必要がある。 ⑥マイクの高さと向き：検出器は通常、三脚、ポール、またはオンサイト構造に配置され、マイクは地上から約2mの高さになる。気象マストなど、より高い場所で行われる調査を明確に識別するように注意する必要がある。 ⑦検出器の半径50m以内の線形フィーチャの存在（およびタイプ）。 ⑧植生の状況 ⑨すべての調査夜の、種（または種グループ）ごとの1夜あたりの『コウモリの通過』の総数、および『コウモリの通過』の定義、種が特定された基準（根拠）。 コウモリの活動データを表示するための標準化された形式は、以下サイトの付録1に記載されているので参照されたい。 ※1 Bats and onshore wind turbines-survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation 和訳は以下にある。 https://www.bscj.net/eurobats/eurobats2019(jp).pdf	コウモリ類の予測については、音声モニタリング調査の結果を踏まえ、ご指摘頂きました内容も参考とさせていただきます、可能な限り定量的に予測致します。

方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

神栖市在住 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	P303①②③の意見に対して何の解答にもなっていません。	方法書段階では、まだ現地調査を実施していない段階であり、御回答できる内容が限られます。今後は現地調査において動植物の生息／生育状況を把握し、本事業による影響を適切に予測及び評価した上で、その結果を準備書でお示し致します。

○日刊新聞紙における公告

読売新聞 茨城県版 日刊紙 [令和 4 年 1 月 18 日 (火)]

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ
 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)波崎ウインドファームリブレース事業
 環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧し、説明会を開催致します。

■事業者の氏名 コスモエコパワー株式会社
 ■代表者の氏名 代表取締役社長 野地雅禎
 ■事務所の所在地 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
 ■対象事業の名称、種類及び規模
 △名称(仮称)波崎ウインドファームリブレース事業
 △種類(風力(陸上))
 △規模(出力 最大1万5千kW
 (風力発電機)の基数4〜5基程度)

■対象事業実施区域 茨城県神栖市
 ■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 茨城県神栖市

■縦覧の場所
 △場所:神栖市役所(茨城県神栖市溝口499-15)
 若松公民館(茨城県神栖市砂山15)
 矢田部公民館(茨城県神栖市土合本町3丁目9809-15)
 △時間:各施設の開庁・開館時間に準じます。
 △期間:令和 4 年 1 月 18 日(火)〜2 月 18 日(金)

■その他
 方法書及び要約書の電子版は、弊社ホームページからご覧になれます。
<https://cosmo-eco-power.co.jp/assess/hasaki2.html>

■意見書の提出
 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和 4 年 3 月 4 日(金)までに問い合わせ先へメール、又はご郵送(意見書様式は上記ホームページ内「方法書」に対する意見書の提出について」を参照)いただくと幸いです(郵送の場合は当日消印有効)。

■説明会
 以下の日程で、方法書に関する説明会を開催致します。
 △場所:矢田部公民館
 (茨城県神栖市土合本町3丁目9809-15)
 △日時:令和 4 年 2 月 13 日(日)
 ①13時30分〜15時 ②15時30分〜17時
 ※コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場に当たりマスクの着用・検温・消毒等への協力が必要となります。また、会場の定員(各回30名)を超過した出席希望者は別途説明の機会をご相談させていただきます。

■問い合わせ先
 コスモエコパワー株式会社 事業開発部 波崎担当
 〒141-0032
 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
 TEL:03(5487)8561 FAX:03(5487)8570
 E-mail:jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

○コスモエコパワー株式会社のホームページによる周知及び電子縦覧状況


COSMO
コスモエコパワー株式会社

お問い合わせ

JP | EN

風力発電事業について 企業情報 発電所情報 サステナビリティ 地域の皆さまとともに お知らせ 採用情報

お知らせ

[トップ](#) > [お知らせ](#) > 「（仮称）波崎ウィンドファームリブレース事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

「（仮称）波崎ウィンドファームリブレース事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

2022.01.18 [環境影響評価](#)

2022年1月18日
コスモエコパワー株式会社

「（仮称）波崎ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 方法書は、2022年1月18日（火）～2022年2月18日（金）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 方法書に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- 個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用（複製、改変、揭示、配布、サイトへの転載等を含む）することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。
- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。（以下の＜方法書の公表＞に示したリンクより閲覧いただけます。）

方法書の公表

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・ 神栖市役所（神栖市溝口4991-5）
- ・ 矢田部公民館（神栖市土合本町3丁目9809-15）
- ・ 若松公民館（神栖市砂山15）

縦覧期間

2022年1月18日（火）～2022年2月18日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

方法書に対する意見書の提出について

方法書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。
ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、2022年3月4日（金）までに縦覧場所に備付けの投函箱へ投函いただくか、下記郵送先への郵送（2022年3月4日（金）消印有効）もしくは、下記eメールアドレスへの送付（2022年3月4日（金）24:00迄）のいずれかの方法でお送りください。

[意見書様式](#) 

（意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

方法書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。
※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

日時：2022年2月13日（日） ①13時30分～15時、②15時30分～17時
会場：矢田部公民館（茨城県神栖市土合本町3丁目9809-15）

※新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場に当たりマスクの着用、検温・消毒へのご協力が必要となります。また、会場の定員（各回30名）を超過した出席希望者には別途説明の機会をご相談させていただきます。

お問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部（担当：加藤、荻野）
郵送先：東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
mail：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp 電話：03-5487-8561
（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

○茨城県のホームページによる周知及び電子縦覧状況



茨城県
Ibaraki Prefectural Government

トップ

- 茨城を創る
- 茨城で暮らす
- 茨城を楽しむ
- 茨城で学ぶ
- 茨城を知る

環境政策

- 茨城の環境（測定結果一覧）
- 環境学習
- 環境アセスメント
- 環境白書
- 県計画・プラン
- レジ袋無料配布中止の取組推進
- 審議会等名簿
- 環境保全関係の表彰について
- 環境に関する条例・規則（環境政策）
- 登録事業所一覧
- 届出様式
- 対象事業
- 実績
- 条例・技術指針
- 環境影響評価手続中の案件について
- 成田空港の更なる機能強化
- 茨城県風力発電事業環境影響評価書の縦覧について
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく各種届出様式
- 大気汚染防止法に基づく各種届出様式

サイトの利用案内

本庁各課・出先機関

携帯サイト Foreign Language 文字サイズ・色合い変更

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索

ホーム > 茨城で暮らす > 環境・自然 > 環境政策 > （仮称）波崎ウィンドファームリブレース事業

シェア0 ツイート LINEで送る 更新日:2022年1月18日

（仮称）波崎ウィンドファームリブレース事業

事業内容

事業者の名称	コスモエコパワー株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 野地 雅禎
主たる事業者の所在地	東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
事業の名称	（仮称）波崎ウィンドファームリブレース事業
事業の種類	風力発電所の設置（陸上）
事業規模	風力発電所出力 最大15,000キロワット
事業実施想定区域	茨城県神栖市

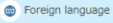
方法書

縦覧

公告日	令和4年1月18日（火）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く）
インターネットによる公表	コスモエコパワー株式会社のホームページ（外部サイトへリンク） において、環境影響評価方法書を公表しています。
縦覧場所	神栖市役所、矢田部公民館、若松公民館
意見書の提出期限、提出方法等	●説明会の日時／場所 令和4年2月13日（日）（1）13時30分～15時（2）15時30分～17時 矢田部公民館（神栖市土合本町3丁目9809-15） ※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合があります。 ※コロナウイルス感染症の予防対策のため、ご入場に当たりマスクの着用、検温・消毒へのご協力が必要となります。また、会場の定員（各回30名）を超過した出席希望者には別途説明の機会をご相談させていただきます。 ●意見書の提出期限 令和4年3月4日（金） ●意見書の提出方法 書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、公表場所に備え付けの投函箱にご投函いただくか、問い合わせ先へメール、又は郵送（当日消印有効）してください。※意見書様式は事業者ホームページ内「方法書に対する意見書の提出について」を参照 ●問い合わせ先 コスモエコパワー株式会社 事業開発部 担当：加藤、荻野 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング TEL：03-5487-8561 E-mail：jigyo-kaiatsu@eco-power.co.jp （受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

○神栖市のホームページによる周知及び電子縦覧状況



 災害情報
  Foreign language

[くらし・手続き](#) / [こども・教育](#) / [医療・福祉](#) / [観光・スポーツ](#) / [事業者・産業](#) / [市政案内](#)

現在位置: [トップページ](#) > [市政案内](#) > [まちづくり](#) > [風力発電](#) > 風力発電事業環境影響評価

風力発電事業環境影響評価

ページ番号1008820 | 掲載日 2022年1月18日

 印刷
  大きな文字で印刷

(仮称)波崎ウィンドファームリブレース事業環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

(仮称)波崎ウィンドファームリブレース事業について、環境影響評価法に基づき、事業者による縦覧および意見募集が次のとおり実施されます。

事業の概要

事業の名称	(仮称)波崎ウィンドファームリブレース事業
事業者名	コスモエコパワー株式会社 代表取締役社長 野地 雅博 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC 大崎ビルディング
事業の内容	風力発電事業(陸上)
事業実施想定区域	茨城県神栖市
事業の規模	最大発電出力：15,000キロワット

縦覧

縦覧場所	■ 神栖市役所 政策企画課(本庁舎 3階) ■ 矢田部公民館 ■ 若松公民館 > 施設案内 神栖市役所本庁舎 > 利用制限：施設案内 矢田部公民館 > 施設案内 若松公民館
縦覧期間	2022年1月18日(火曜日)から2022年2月18日(金曜日)まで 土曜日・日曜日・祝日を除く
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで

意見書の提出

縦覧場所に備え付けの意見書入手するまたは、次のリンク先から「意見書様式」をダウンロードし、氏名・住所・意見を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

> [「\(仮称\)波崎ウィンドファームリブレース事業環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について」お知らせ「コスモエコパワー株式会社」](#)

意見箱に投函する場合

縦覧場所に備え付けの意見箱に投函する。

郵送する場合

2022年3月4日(金曜日)までに郵送(当日消印有効)。

郵送先

- 住所：〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC 大崎ビルディング
- 宛先：コスモエコパワー株式会社

メールで提出する場合

次のアドレスへ2022年3月4日(金曜日)午後11時59分までに送付する。

- メールアドレス：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

住民説明会

開催日時	2022年2月13日(日曜日) ■ 午後1時30分～3時 ■ 午後3時30分～5時
開催場所	矢田部公民館 > 利用制限：施設案内 矢田部公民館

問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社(担当：事業開発部 加藤、萩野)

- 住所：〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC 大崎ビルディング
- メールアドレス：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp
- 電話：03-5487-8561
- 受付時間：午前9時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

市政案内

- > [まちづくり](#)
- > [風力発電](#)
 - ・ [神栖市の風力発電施設](#)
 - ・ [風力発電事業環境影響評価](#)

かみすトピックス

- > [神栖市へのアクセス](#)
- > [高速バスの案内](#)
- > [イベントカレンダー](#)
- > [市の施設・公園](#)

○ご意見記入用紙

(仮称) 波崎ウィンドファームリブレース事業 環境影響評価方法書に対する意見書

郵 送 先：〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 T0C 大崎ビルディング
 コスモエコパワー株式会社 事業開発部（担当：荻野、加藤）
 電話 03（5487）8561
 e メール: jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

ご意見は、令和 4 年 3 月 4 日（金）までに縦覧場所に備付けの投函箱へ投函いただくか、あるいは、郵送先へ郵送（令和 4 年 3 月 4 日（金）消印有効）、または、e メールアドレスへ送付（令和 4 年 3 月 4 日（金）24:00 迄）のいずれかの方法でお願い致します。

- 注 1） 投函箱へは、土・日曜日及び祝祭日は投函できませんので、ご注意ください。
 注 2） e メールの場合は、件名を「(仮称) 波崎ウィンドファームリブレース事業 環境影響評価方法書」とし、以下の項目を漏れなくご記入ください。

ご 芳 名 _____

ご 住 所 _____

ご連絡先（電話番号） _____

ご意見とその理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（裏面にもつづきをご記入できます。）